

平成27年定例第4回市議会会議録(第1日)

平成27年12月4日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	奥 菌	由美子	10番	瀬 口	健
2番	吉 原	政 宏	11番	川 口	正 宏
3番	徳 永	重 遠	12番	壇	康 夫
4番	末 吉	達二郎	13番	中 尾	眞智子
5番	古 賀	義 教	14番	中 島	一 博
6番	前 原	武 美	15番	坂 口	孝 文
7番	野 田	力	16番	宮 本	五 市
8番	上津原	博	17番	牛 嶋	利 三
9番	荒 卷	隆 伸			

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	馬場洋輝	次長補佐兼係長	松藤典子
次長	四牟田正雄	書記	柿野孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原親	企画財政課 財政係長	大坪康春
副市長	高野道生	福祉事務所長	梅津俊朗
教育長	長岡廣通	子ども子育て課長	築地原良太
監査委員	平井常雄	環境衛生課長	富重巧斉
総務部長	塚野仙哉	農林水産課長	大津光若
保健福祉部長	松藤泰大	商工観光課長	松尾博
市民部長 兼市民課長	坂梨一広	上下水道課長	松尾正春
環境経済部長	横尾健一	学校教育課長	田中裕樹
建設都市部長	石橋慎二	建設課長	内野逸雄
教育部長	大津一義	介護支援課長 兼地域包括支援センター長	河野清子
消防長	北嶋俊治	建設課庶務係長	井上武重
総務課長	西山俊英	学校教育課長補佐 兼施設係長	甲斐田裕士
企画財政課長	坂田良二		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査）
- (4) 請願付託の報告について
- (5) 議案一括上程
- (6) 提案理由説明
- (7) 報告第4号 平成26年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- (8) 報告第5号 平成26年度みやま市決算に係る貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の報告について
- (9) 同意第8号 みやま市名誉市民の選定について
- (10) 認定第2号 平成26年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (11) 認定第3号 平成26年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (12) 認定第4号 平成26年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (13) 認定第5号 平成26年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (14) 認定第6号 平成26年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (15) 認定第7号 平成26年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (16) 認定第8号 平成26年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (17) 認定第9号 平成26年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定について
- (18) 議案第50号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- (19) 議案第51号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (20) 議案第52号 みやま市宿泊施設の誘致に関する条例の制定について

- (21) 議案第53号 みやま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- (22) 議案第54号 みやま市水路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- (23) 議案第55号 平成27年度みやま市一般会計補正予算（第3号）
- (24) 議案第56号 平成27年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (25) 議案第57号 平成27年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (26) 議案第58号 平成27年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (27) 議案第59号 平成27年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- (28) 議案第60号 平成27年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

午前9時30分 開会

○議長（牛嶋利三君）

おはようございます。ただいまから平成27年第4回みやま市議会定例会を開会いたします。
これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定について

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、先日の議会運営委員会におきまして協議をいただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。中島議会運営委員会委員長、お願いします。

○議会運営委員長（中島一博君）（登壇）

おはようございます。議会運営委員会委員長報告をいたします。

平成27年第4回定例会の運営につきまして、11月24日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

まず、本会議に付議されました案件は、請願1件、報告2件、同意1件、認定8件、議案11件でございます。

次に、本会議の開催は、本日12月4日から12月22日までの19日間といたします。

また、その日程でございますが、日程につきましては、既に皆様方に資料を配付いたしておりますので、御参照方お願い申し上げます。

次に、審議方法について、以下申し上げます。

請願第1号につきましては、文教厚生常任委員会に付託といたします。

同意第8号につきましては、即決といたします。

認定第2号から認定第9号までの8件につきましては、特別委員会付託といたします。

議案第50号から議案第54号までの5件につきましては、各常任委員会付託といたします。

それから、議案第55号から議案第60号までの6件につきましては、全体審議といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの19日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月22日までの19日間と決定をいたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、5番古賀義教君、6番前原武美君、兩名を指名いたします。

日程第3 監査報告について（例月出納検査）

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 監査報告について。監査委員の報告を求めてまいります。平井監査委員、お願いいたします。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

改めておはようございます。それでは、例月出納検査の結果について御報告をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を次のとおり御報告申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業、水道事業会計に属する出納状況でございます。

検査の時期といたしましては、平成27年7月分を8月27日、8月分を9月25日、9月分を

10月26日に実施いたしました。

その検査の結果、現金の出納及び保管につきましては、各月月末現在におけるところの各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関残高表及び支払証憑書類その他関係諸帳簿と照合いたしました結果、何ら非違事項、または指摘事項等も認められず、全て適正に処理をされておりました。

以上、御報告を終わります。

日程第4 請願付託の報告について

○議長（牛嶋利三君）

日程第4．請願付託の報告について。請願第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る意見書採択の要請について、紹介議員の説明を求めてまいります。8番上津原博君。

○8番（上津原 博君）（登壇）

おはようございます。改めまして請願の趣旨説明を行いたいというふうに思います。

今回の請願については、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る意見書採択の要請についてでございます。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や職員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後9年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応、いじめ・不登校などの課題もあります。こうしたことの解決にむけて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をすべきです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され、非正規職員も増えています。子どもた

ちが全国どこに住んでも、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2016年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

請願の趣旨を十分御理解の上、取り扱いをよろしくお願いします。

以上であります。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま朗読いただいた請願の第1号は、文教厚生委員会に付託をいたします。

日程第5 議案一括上程

○議長（牛嶋利三君）

日程第5. 議案の一括上程を行ってまいります。報告第4号から第5号までの2件、同意第8号の1件、認定第2号から9号までの8件、議案第50号から第60号までの11件を一括議題といたします。

日程第6 提案理由説明

○議長（牛嶋利三君）

日程第6. 市長の提案理由説明を求めます。西原市長、どうぞ。

○市長（西原 親君）（登壇）

皆様おはようございます。本日、ここに平成27年第4回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本議会に御提案いたします議案につきまして、御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付いたしております報告第4号 平成26年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてから、議案第60号 平成27年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）までの22件でございます。

まず、報告第4号 平成26年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定によりまして、平成26年度決算に基づきます健全化判断比率と資金不足比率について報告する

ものでございます。

財政の健全度をあらわします4つの指標につきましては、国が示しております早期健全化の基準を大きく下回るなど、健全な状況でございます。

次に、報告第5号 平成26年度みやま市決算に係る貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の報告につきましては、平成26年度決算に係る貸借対照表など財務4表を報告するものでございます。

これは、平成18年度総務省の地方行革指針に基づき、平成20年度決算から毎年議会に報告いたしておるものでございます。

貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表を、財務情報の開示資料として総務省の示す方式により作成いたしております。

次に、同意第8号 みやま市名誉市民の選定につきましては、本市出身の古賀誠氏が長年にわたり、本市の公益及び振興発展に貢献されたことに対しまして、その功績を顕彰すべく、みやま市名誉市民条例第3条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、認定第2号 平成26年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号 平成26年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8件につきましては、地方自治法第233条の規定により、平成26年度決算の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第50号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、みやま市税条例について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第51号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般廃棄物資源循環基本計画に基づき、ごみの減量化を推進するため、可燃ごみ袋とプラスチック袋の価格等について見直しを行うものでございます。

次に、議案第52号 みやま市宿泊施設の誘致に関する条例の制定につきましては、宿泊施設の誘致を促進することにより、市政の発展と地域の振興並びに雇用機会の拡大を図ることを目的とし、施設設置者に対する奨励措置について条例に規定するものでございます。

次に、議案第53号 みやま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第54号 みやま市水路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての2件につきましては、福岡県において、それぞれの占用料が見直されたことに伴いまして、県と市

の近郊を図る観点から、本条例を改正するものでございます。

次に、議案第55号 平成27年度みやま市一般会計補正予算（第3号）から、議案第60号 平成27年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）までの6件につきましては、平成27年度予算の補正をお願いするものでございます。

今回の一般会計の補正予算は、地方創生関連交付金を活用した、みやまスマートコミュニティプロジェクト事業に要する経費や学校施設環境改善交付金を活用した小・中学校の吊り天井対策工事に要する経費を追加しております。

その他、集落営農組合の法人化推進に要する補助金などを計上いたしております。

特別会計予算につきましては、平成26年度決算に伴います、会計ごとの精算に要する経費や4月の人事異動に伴う人件費の調整を行っており、また、公共下水道特別会計及び生活排水処理事業特別会計につきましては、事業費の追加を行っております。

なお、各議案等の詳細につきましては、後ほど、担当より御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

以上が今議会に提案いたしております議案でございます。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

日程第7 報告第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 報告第4号 平成26年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、説明を求めてまいります。塚野総務部長、お願いします。

○総務部長（塚野仙哉君）（登壇）

改めましておはようございます。それでは、私のほうから、報告第4号 平成26年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、健全化判断比率と資金不足比率を議会に報告するものでございます。

健全化判断比率の4つの指標につきましては、健全化判断比率報告書の表中、上段の数値が本市の平成26年度決算数値、括弧書きの数値が早期健全化基準を示しております。同法の規定により、括弧書きの基準を超えますと、財政健全化計画の策定などが義務づけられるものでございます。

まず、実質赤字比率でございますが、これは普通会計の実質赤字額の標準財政規模に対す

る比率のことで、決算が黒字の場合は、この比率がありません。本市の平成26年度普通会計の決算は、751,679千円の黒字で、実質赤字比率は該当がありません。

次に、連結決算赤字比率は、上下水道など全会計を対象とした連結の実質赤字の標準財政規模に対する比率をいいます。本市の平成26年度決算における全ての会計の収支は、1,720,278千円の黒字となっており、連結実質赤字比率も該当ありません。

また、実質公債費比率は、債務負担行為などを含みます実質的な公債費決算額の標準財政規模に対する比率をいいます。今年度は前年度より1.8ポイント改善し、6.5%となっております。

次に、将来負担比率は、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。本市の平成26年度決算は、将来負担すべき負債の合計に対して、基金や、今後地方交付税に算入される額の合計額が上回っており、将来負担比率は算定されません。

続いて、資料は次のページになりますけれども、地方公営企業に係る資金不足比率について御説明を申し上げます。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率をいいます。平成26年度決算は、水道事業会計から生活排水処理事業まで全て黒字となっており、資金不足が生じた会計はなく、資金不足比率は該当がありません。

御説明いたしましたとおり、本市の平成26年度決算は、いずれの指標も早期健全化の基準を大きく下回っており、健全な数値となっております。また、地方公共団体健全化法の規定により、監査委員の監査に付しておりますので、申し添えます。

以上、平成26年度決算に基づく、みやま市健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、監査委員の審査意見を求めてまいります。平井監査委員、お願いいたします。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

それでは、平成26年度みやま市の財政健全化公営企業会計経営健全化及び水道事業会計経営健全化審査の意見を申し上げます。

審査につきましては、健全化判断比率及び資金不足比率と、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、平成27年10月28日に実施をい

たしました。いずれも適正に作成されていると認められました。なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率につきましては、早期健全化基準を下回っており、いずれも良好な状態でございます。

また、資金不足比率につきましても、経営健全化基準を大きく下回っており、良好な状態でございます。

詳細につきましては、お手元の別紙意見書を御高覧ください。

今後も早期健全化基準及び経営健全化基準を超えることがないように、財政の健全化に向けて努力していただくことを期待し、簡単ではございますが、平成26年度の審査意見とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、報告第4号 平成26年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第8 報告第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8. 報告第5号 平成26年度みやま市決算に係る貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の報告について説明を求めてまいります。塚野総務部長、お願いします。

○総務部長（塚野仙哉君）（登壇）

それでは、続きまして、報告第5号 平成26年度みやま市決算に係る貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の報告について、概要を御説明申し上げます。

平成18年度総務省の地方行革新指針に基づき、平成26年度決算による財務4表を作成いたしましたので、議会に報告するものでございます。作成に当たりましては、総務省方式改訂モデルと呼ばれる方式により、昭和44年度以降の地方財政状況調査のデータを活用して作成いたしております。また、一般会計を中心とした普通会計ベースと、特別会計や地方公営企

業、一部事務組合などを含めた連結ベースの2種類から成ります。

それでは、1ページ、普通会計ベースの貸借対照表から概要を説明いたします。なお、決算数値は、端数を切り捨てて万円単位で申し上げさせていただきます。

貸借対照表は、本市が住民サービスを提供するために保有している財産と、その財産をどのような財源で調達してきたかをあらわす一覧表となります。

まず、資産の部、負債の部及び純資産の部から構成されておりますが、普通会計の資産合計は69,359,550千円、前年度と比較いたしますと0.1%の増でございます。

次に、地方債などの負債は180,027,480千円で、前年度と比較しますと3.3%の減少したことなどから、民間企業の資本に当たる純資産は51,332,070千円、前年度比較1.3%の増となっております。

次に、3ページ、行政コスト計算書について御説明を申し上げます。

行政コスト計算書は、資産の形成を除いた行政サービスに係る経費と、その行政サービスの直接の対価として得られた財源を比較させたものでございます。資産形成に結びつかない1年間の行政サービスのために要した経過の経常行政コストは、人件費や社会保障給付などがふえて対前年度比較プラス2.9%の14,421,260千円となっております。

一方、使用料など行政サービス提供の過程で得られた受益者負担金の経常収益は、前年度比較の1.9%増の483,950千円となっております。さらに、経常行政コストと経常収益との差し引きであらわす純経常行政コストは、地方税や地方交付税といった一般財源などで賄わなければならないコストをあわらし、13,937,310千円で、前年度と比較すると2.9%増加をしております。

続きまして、4ページでございます。純資産変動計算書について御説明を申し上げます。

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている数値が、1年間でどのように変動したかをあらわす計算書でございます。期末純資産残高は51,332,070千円で、前年度より682,910千円増加をしております。また、マイナスで表示され一般財源で翌年度以降拘束される財源となります。その他一般財源は、5,214,090千円となり、431,780千円減少をしております。

次に、5ページ、資金収支計算書について御説明を申し上げます。

資金収支計算書は、一会計年度における資金の動きを示したものでございます。経常的収支の部は、日常の行政活動を行う資金収支の状況を示しております。経常的収支は3,410,700

千円の黒字となり、公共投資や地方債償還などに充当されたこととなります。

次に、公共資産整備収支の部は、公共事業に伴う資金の使途とその財源の状況を示しております。1,272,890千円の赤字となり、経常収支で賄われたことを意味いたします。

また、投資・財務的収支の部には、投資活動や借金の返済による資金の出入りの状況を示しておりますが、2,272,310千円の赤字となり、公共資産整備収支と同様に経常収支で賄われたこととなります。

普通会計の財務4表の概要を御説明申し上げましたが、この普通会計に加えまして、特別会計や公営企業会計、また現時点で連結可能な一部事務組合など関係団体を含めたものが連結財務4表となります。

なお、参考として財務4表の解説資料を添付いたしておりますので、御参照いただければと存じます。

以上、報告第5号 平成26年度みやま市決算に係る貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

5ページですけど、今、部長のほうから説明してもらった経常収支の部ですね、第1の部分ですけど、3,410,705千円ですか、これは繰り入れをしますということの御説明があったと思います。

それと、第2番目の公共資産整備収支、これが一般財源で補填をしますというようなこと、いつもマイナスがありますが、これは結果的には差し引きした分が次期への繰り越しということと考えてよろしいでしょうか、お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

御質問のとおり、差し引いた分が次年度の繰越金になります。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

繰り入れが34億円いっぱい、全部入るといような感覚を受けたからですね、これは差し引いてしかないということですから結構です。

○議長（牛嶋利三君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

日程第9 同意第8号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9．同意第8号 みやま市名誉市民の選定についてを議題といたします。

本件につきまして、提案理由の説明を求めます。西原市長、お願いします。

○市長（西原 親君）（登壇）

同意第8号 みやま市名誉市民の選定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本市出身の古賀誠氏が、長年にわたり国政の場で活躍され、本市の公益及び振興発展に多大なる貢献をされてこられたため、今回、名誉市民としてその功績を顕彰すべく、みやま市名誉市民条例第3条の規定に基づき議会の同意をお願いするものであります。

古賀誠氏のこれまでの功績につきましては、別添に詳しく記載いたしているところであります。

昭和55年の衆議院議員初当選以来、運輸大臣、建設政務次官等の要職を歴任するなど、32年もの長きにわたり国政の中核として活躍されました。高速道路の整備・新幹線の延長を初めとした地方のインフラ整備に取り組み、国土の均衡ある発展と地域の活性化に大きな貢献をされました。

九州縦貫自動車道のみやま柳川インターチェンジの完成、国道443号線バイパスの整備、有明沿岸道路の開通、道の駅みやまの開業など、本市の振興発展に多方面から御尽力をいただき、みやま市民が我が郷土の誇りとして尊敬するにふさわしい方であります。

去る10月26日・30日の両日に同条例の施行規則第4条の規定に基づき、各団体の代表者から成る名誉市民審査委員会を開催し、委員各位の御意見をお伺いしましたところ、名誉市民としてふさわしい旨のお答えをいただきましたので、議会といたしましても御審議の上、御

同意いただきますようお願い申し上げ、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。同意第8号の討論につきましては、ただいまのところ、通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第8号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第8号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第8号 みやま市名誉市民の選定については、同意することと決定をいたしました。

日程第10～第17 認定第2号～認定第9号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 認定第2号 平成26年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第17. 認定第9号 平成26年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8件について、提案理由の説明を求めてまいります。坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

それでは、認定第2号から認定第9号まで、平成26年度みやま市一般会計及び各特別会計の決算認定につきまして、決算数値並びに主要な施策の成果の概要を一括して御説明申し上げます。

なお、決算数値につきましては、端数を切り捨てまして万円単位で申し上げますので、よろしく御願申し上げます。

少々長くなりますが、よろしく御願いたします。

認定第2号 平成26年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について、御説明をいたします。資料は主要な施策の成果説明書を願ひいたします。主要な施策の成果説明書をもとに御説明を申し上げます。

成果説明書をめくっていただきまして、2ページでございます。主な事業の成果など平成26年度決算の状況を御説明いたしておりますので、御参照賜りたいと存じます。

次に、成果説明書の4ページ、上段を願ひいたします。

1、決算の規模・収支の状況でございます。平成26年度みやま市一般会計の歳入決算額は、18,180,550千円、歳出決算額は17,192,370千円となりまして、歳入歳出差し引き額は988,180千円でございます。これから翌年度に繰り越すべき財源236,590千円を差し引きました実質収支は751,590千円の黒字でございます。歳入歳出決算額を前年度と比較いたしますと歳入決算額はプラス4.0%、歳出決算額はプラス5.1%と、それぞれ増額となっております。

それでは、歳入決算の概要について御説明申し上げます。

同じく成果説明書4ページ、下の表でございます。平成26年度の決算額と比較の欄を中心に御説明申し上げます。

1款. 市税の決算額は3,466,880千円、前年度比較2.7%の増となっております。固定資産税の償却資産につきまして、太陽光発電設備や病院設備の新設分など29.6%増と大きく伸びたことが原因となっております。

次に、2款. 地方譲与税から11款. 交通安全対策特別交付金までにつきましては、国、県からそれぞれの制度に基づき交付されるものでございますけれども、前年度と比較いたしますと、消費税率の8%の引き上げに伴いまして地方消費税交付金のプラスが25.4%増、83,310千円の増となっているのが特徴でございます。

また、10款. 地方交付税の決算額でございますが、6,470,960千円と歳入全体の35.6%を占めております。前年度と比較いたしますと2.9%のマイナスとなっておりますが、これは、普通交付税の算定におきまして基準財政収入額がふえたこと、また、基準財政需要額の生活保護費が減少したことなどから、普通交付税全体で196,110千円の減、マイナス3.2%となったことによるものでございます。

続きまして、14款. 国庫支出金でございます。決算額2,346,150千円、前年度と比較いたしますと3.2%の減となりますけれども、これは前年度に小・中学校の空調設備整備に対する国の交付金が大きかったことによるものでございます。

次に、15款. 県支出金でございます。決算額1,387,530千円となっております。前年度比較3.4%の増でございますけれども、これは民生費の保育所施設整備に対する補助金が大きかったことによるものでございます。

また、16款. 財産収入でございますが、決算額93,310千円、前年度比較74.9%の増と比較的高い伸びとなっておりますけれども、これは企業用地として下楠田用地の売却収入があったことによるものでございます。

続きまして、17款. 寄附金は、決算額32,560千円、前年度比較82.2%の増でございます。ふるさと納税による寄附金の伸びによるものでございます。

続きまして、18款. 繰入金、決算額564,160千円でございます。完成いたしました消防庁舎の建設費に充てるために消防庁舎建設基金の取り崩しを行ったこと、また、財源調整のため、財政調整基金を取り崩したことによるものでございます。

次に、20款. 諸収入の決算額は、213,110千円となり、前年度比較7.2%の増でございます。B & G財団からの施設整備助成金があったことによるものでございます。

また、21款. 市債、決算額1,284,030千円、前年度比較5.0%の減でございます。地方交付税の代替措置であります臨時財政対策債が前年度と比較して減少したことに起因いたします。

続きまして、歳出決算額について概要を御説明申し上げます。

成果説明書の17ページでございます。成果説明書の17ページをごらんいただきたいと思います。目的別内訳によりまして、決算の状況を見ますと、前年度比較で増額となっている科目が多くなっております。

まず、1款. 議会費でございますが、人事異動によりまして、職員人件費が増額となっております。前年度比較2.6%増の決算額210,780千円でございます。

次に、2款. 総務費、決算額2,072,870千円でございます。前年度比較101,290千円の増、率にいたしますとプラス5.1%でございますが、基金の積立金の増、また、コンビニ収納システムの開発委託料などによりまして増額となっております。

続きまして、3款. 民生費の決算額は6,293,210千円でございます。前年度と比較いたしますと288,060千円の増、プラス4.8%の比較的高い伸びとなっております。消費税率の引き上げに伴います簡易な給付措置として臨時福祉給付金が給付されたこと、また、保育所施設整備費補助金が大きかったことによるものでございます。

また、4款. 衛生費は、決算額1,182,140千円、前年度比較147,060千円の増、プラス14.2%

でございます。げんき館と道の駅に太陽光発電システムを整備したこと、また、最終処分場の延命化のための設計委託料があったことなどによるものでございます。

次に、5款. 労働費でございますが、決算額11,840千円でございます。緊急雇用対策の事業費が減少いたしましたことから、前年度比較35.8%の減となっております。

続きまして、6款. 農林水産業費について御説明いたします。決算額は1,042,770千円、前年度と比較いたしますと64,460千円の減、率にしてマイナス5.8%となっております。水路整備など県営事業負担金が減ったこと、また、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金が前年度より少なかったことなどによるものでございます。

次に、7款. 商工費でございますが、決算額251,600千円でございます。前年度比較17,020千円の増、プラス7.3%でございます。下楠田工業団地の工業用適地の売却のための道路整備などによるものでございます。

続きまして、8款. 土木費、決算額1,128,810千円、前年度比較29,450千円の減、マイナス2.5%でございます。前年度に道路台帳のデジタル化が完了したことが主な要因でございます。

9款. 消防費は1,482,650千円の決算額となっております。前年度と比較いたしますと309,760千円の増、率にしてプラス26.4%でございます。本市の防災拠点となります消防新庁舎の建設費によるものでございます。常時使用可能なヘリコプターの離着陸場でありますとか、訓練場を完備いたしております消防新庁舎は、消防防災体制の強化に資するということでございます。

続きまして、10款. 教育費は、決算額1,797,560千円、前年度比較74,780千円の減、率にしてマイナス4.0%でございます。前年度に学校の空調設備整備が完了したことにより減額となっております。

次に、11款. 災害復旧費は、決算額8,920千円、前年度比較22,030千円の減、マイナス71.2%でございます。豪雨等によります災害が少なかったことというものでございます。

また、12款. 公債費でございます。決算額1,709,170千円、前年度と比較いたしますと161,910千円、率にして10.5%の増となっております。これは、利子負担を軽減いたしますために、民間資金の一部を繰り上げ償還を行ったことによるものでございます。

以上、一般会計の決算の状況を御説明いたしました。今年度に成果説明書の様式を一部変更いたしております。款項目の、目の下に支出済み額や、これに係ります主な特典財源な

どを記載いたしております。御参照いただければと存じます。

以下、特別会計の状況を御説明申し上げます。

認定第3号 平成26年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

成果説明書は、飛びまして244、245ページをお願いいたします。成果説明書の244、245ページでございます。

平成26年度みやま市国民健康保険事業特別会計は、歳入決算額6,086,590千円、歳出決算額5,911,340千円、歳入歳出差し引き額は175,250千円の黒字となっております。前年度と比較いたしますと、歳入決算額171,400千円の増、歳出決算額161,570千円の増でございます。保険給付費が5.3%増と比較的高い伸びとなったことによるものでございます。

歳入決算額のうち1款. 国民健康保険税は、決算額は1,059,870千円、前年度比較52,890千円の減となっております。また、3款. 国庫支出金の決算額は1,579,460千円、前年度比較127,340千円の増が主なものでございます。歳出決算額は、医療費が伸びまして、2款. 保険給付費の決算額4,089,510千円、前年度と比較いたしますと205,260千円の増でございます。

続きまして、認定第4号 平成26年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。成果説明書258ページ、259ページでございます。258、259ページをお願いいたします。

平成26年度みやま市後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額602,100千円、歳出決算額599,750千円、歳入歳出差し引き額は2,340千円の黒字となっております。前年度と比較いたしますと、歳入決算額は23,880千円の増、歳出決算額は23,190千円の増でございます。医療費の伸びによりまして広域連合への納付金がふえております。

歳入決算額は、1款. 後期高齢者医療保険料382,470千円、前年度比較3,890千円の増、また、歳出決算は、2款. 後期高齢者医療広域連合納付金571,540千円、前年度と比較16,560千円の増が主なものでございます。

続きまして、認定第5号 平成26年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

成果説明書は263ページ、264ページでございます。263ページ、264ページをお願いいたします。

まず、介護保険事業勘定の歳入決算額は4,690,240千円、前年度と比較いたしますと

158,130千円の増、歳出決算額は4,641,520千円、前年度比較170,570千円の増、率にしてプラス3.8%でございます。

また、歳入歳出差し引き額は48,710千円の黒字でございます。保険給付費の増加や前年度精算によります返還金などによりまして、決算額は増額となっております。

歳入決算額は、1款. 介護保険料の決算額793,030千円、前年度比較20,140千円の増でございます。また、歳出決算額は、2款. 保険給付費4,358,770千円、前年度比較105,170千円が主なものでございます。

次に、介護保険事業勘定でございます。成果説明書267ページとなります。

歳入決算額28,150千円、歳出決算額23,810千円、歳入歳出差し引き額は4,330千円の黒字でございます。

続きまして、認定第6号 平成26年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

成果説明書は、270ページ、271ページでございます。

歳入決算額は277,620千円、前年度比較97,640千円の減、歳出決算額は269,430千円、前年度比較98,600千円の減、歳入歳出差し引き額は8,190千円の黒字となっております。下水道建設費におきまして、今年度設計業務が多く工事費が減少いたしましたことから、決算額はそれぞれ減額となっております。

歳入決算額は、3款. 国庫支出金48,460千円、前年度比較50,200千円の減が主なものでございます。歳出決算額は、2款. 下水道費183,660千円、前年度比較107,530千円の減でございます。

続きまして、認定第7号 平成26年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。成果説明書は278、279ページでございます。278、279ページをお願いいたします。

歳入決算額は63,570千円、前年度比較10,660千円の増、歳出決算額は60,780千円、前年度比較10,760千円の増、歳入歳出差し引き額は2,790千円の黒字となっております。浄化センターやマンホールポンプの補修工事によりまして決算額は増額となっております。

歳入決算額は、5款. 繰入金46,700千円、前年度比較10,350千円の増、また、歳出決算額は、2款. 農業集落排水費27,770千円、前年度比較9,560千円の増が主なものでございます。

続きまして、認定第8号 平成26年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の

認定について御説明いたします。成果説明書は284、285ページでございます。

歳入決算額417,350千円、前年度比較23,920千円の減、歳出決算額412,330千円、前年度比較24,100千円の減、歳入歳出差し引き額は5,020千円の黒字となっております。浄化槽設置基数が前年度185基から今年度133基と50基を超えるような減少となりまして、決算額も減額となっております。

歳入決算額は、9款。市債60,900千円、前年度比較30,300千円の減、また、歳出決算額は、3款。施設整備費166,680千円、前年度比較44,890千円の減が主なものとなっております。

続きまして、認定第9号 平成26年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。成果説明書は、最終ページでございます。290ページをお願いいたします。

平成26年決算は、用地取得の事業はございませんでした。歳入決算額は、3款の前年度繰越金の80千円のみでございます。歳出決算額はゼロで、歳入歳出差し引き額は80千円の黒字でございます。

少々長くなりました。認定第2号から第9号まで、平成26年度の歳入歳出決算の認定につきまして、概要の御説明を終わります。よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより監査委員の審査意見を求めてまいります。平井監査委員、お願いいたします。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

それでは、決算審査意見を申し上げます。

今回の決算審査の対象は、平成26年度みやま市一般会計歳入歳出決算から用地特別会計歳入歳出決算までの8会計でございます。

決算規模といたしましては、一般会計が歳入決算額18,180,559,092円、歳出決算額17,192,373,200円で、差し引き額といたしましては、形式収支でございますが、988,185,892円でございます。国民健康保険事業等の特別会計の合計額の歳入決算額は12,165,751,917円、歳出決算額が11,918,996,104円で、差し引き額といたしましては、実質収支で246,755,813円となっております。

一般会計と特別会計の合計額は、歳入決算額が30,346,311,009円、歳出決算額が29,111,369,304円、差し引き額といたしましては、形式収支で1,234,941,705円となっております。

ります。一般会計・特別会計の全ての会計におきまして黒字決算となっております。

以上が平成26年度の決算規模でございますが、決算の概要につきましては、お手元の決算審査意見書に記載をいたしておりますので、御高覧いただきたいと思います。

審査は、10月6日から10月27日の間に実施し、全ての課等について決算書及び成果説明書を中心に行いました。その中で申し上げてまいりました主なものを御報告させていただきます。

まず、1番目に、税等の徴収でございますが、市税の調定額に対する収入率は、前年度と比較いたしますと0.3%上昇し、94.9%と良好な状態でございます。徴収事務につきましては、今後も税等の公平性を保つ意味からも、その実態と内容に検討を加え、徴収率向上のため、特に誠意のない滞納者に対しましては、法令の規定等にのっとり強い姿勢をもって徴収に当たられ、収入未済額の解消に向けて、なお一層の努力を望むものでございます。

2番目に、予算の流用及び充用でございますが、いずれも関係法令等に基づいた適正な執行がなされておりますが、予算編成に当たりましては、より慎重を期されることを望むものでございます。

3番目に、不用額についてでございますが、不用額は、経費節減に伴うものもございしますが、大部分は執行残によるものであり、当初予算計上の仕方等の見直しを行い、年度途中において著しく不用額が見込まれるものにつきましては減額補正を行うなど、財源の有効活用を図られるよう望むものでございます。

4番目に、国民健康保険事業特別会計についてでございますが、医療費が増加傾向にあり、疾病予防を重視した医療へ転換するためには、特定健康診査等の受診率向上の対策を講じられるよう望むものでございます。

5番目に、入札・契約関係でございますが、入札・契約等につきましては、財務規則等に基づき適正な処理がなされておりますが、慎重を期し、さらに万全の措置を講じられるよう望むものでございます。

以上、各会計について監査意見を申し上げましたが、今後も財政運営に当たっては、効率的な予算執行と安定した財源の確保に努め、住民の福祉の増進のため、最少の経費で最大の効果が上げられるよう、なお一層の研さんを望むものでございます。

以上で決算審査意見の御報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は、10時45分から再開をいたします。

午前10時36分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから平成26年度の決算審査に入りますが、今後15名で構成をする決算審査特別委員会を設置し、審査することとしておりますので、質疑については簡潔にお願いをいたします。

質疑は認定第2号から認定第9号まで一括して行ってまいります。質疑ございませんか。

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

議長がおっしゃったとおり、それぞれ審議しますので、総論的な話なんですけど、今……（「発表は立ってからお願いします」と呼ぶ者あり）

どうも済みません、失礼しました。

総論の話です。今、財政的に非常に税収は厳しいというような話でもありました。平井監査委員が徴収率の問題で、悪質な滞納者に法的な、毅然とした態度でやってくれという話があって、全くそのとおりなんですけど、新聞で直近で悪質滞納者がよそのところなんですけど、火炎瓶かなんかを投げて放火しておるのをテレビ等で皆さんも聞いてあると思います。

それで、私がお願いしたいのは、職員も一生懸命頑張ると思いますので、職員の安全管理、そこら辺については市長のほうで十分対応していただくようお願いしたいと、その1点だけです。

○議長（牛嶋利三君）

ほかにございませんか。10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

今、平井監査委員のほうから予算の編成に慎重を期されたい。それから、入札契約についても慎重を期されたいという発言がございましたが、この件について何か具体的にお聞きできればひとつお願いしたいんですが。

○議長（牛嶋利三君）

平井監査委員。

○監査委員（平井常雄君）

内容につきましては、契約書関係を数件チェックいたしましたけれども、その中では問題になるようなものはございませんでした。ただ、やっぱりこの入札につきましては、最低制限価格とか公表されておりますので、特別な問題はないと思いますけれども、特に今後におきまして問題が起きないようにというようなことで申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

予算編成についてはどうですかね。予算編成についても慎重に期されたいという発言があったわけですが。予算編成。

○議長（牛嶋利三君）

平井監査委員。

○監査委員（平井常雄君）

その点につきましても、特に市民からの信頼が重要でございますので、その点も慎重にお願いをしたいということでございます。（「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。ほかにございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

特に質疑はないようでございますけれども、これは総括的に私のほうからお願いしておきたいと思いますが、平井監査委員、あるいは川口監査委員におかれましては、本当に多岐にわたるこの審査を慎重にやっていただいております。

平井監査委員の意見として付していただいた内容に、今、瀬口議員さん、あるいは末吉議員さんのほうから質疑、あるいは要望というような形ではございますが、特に税の滞納者にかかわる、本当に執行部としては、ともかく寝食忘れた取り組み、そして徴収というようなことで御努力いただいておりますけれども、なおかつ滞納されるという、特に悪質な滞納者に対しては毅然とした態度、例えば、ものの不動産の差し押さえ等々含めてしっかりひとつやっていただきたい、そのようにお願いをしておきたいと思っております。

ほかに質問ないようですから、これで質疑を終わります。

ここでお諮りをいたします。ただいま議題となっております認定第2号から認定第9号までの8件は、15人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第2号から認定第9号までの8件は、15人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することに決定をいたしました。

決算審査特別委員会の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、1番奥藪由美子君、2番吉原政宏君、3番徳永重遠君、4番末吉達二郎君、5番古賀義教君、6番前原武美君、7番野田力君、8番上津原博君、9番荒巻隆伸君、10番瀬口健君、12番壇康夫君、13番中尾眞智子君、14番中島一博君、15番坂口孝文君、16番宮本五市君、以上15名の諸君を指名いたします。

日程第18 議案第50号

○議長（牛嶋利三君）

日程第18. 議案第50号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。坂梨市民部長兼市民課長、お願いします。

○市民部長兼市民課長（坂梨一広君）（登壇）

議案第50号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、みやま市税条例について、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容について、御説明いたします。

納税者が納付すべき税金について、期限内の一括納付が困難な場合、納税の猶予及び換価の猶予が認められており、今回、これらの規定について所要の見直しが行われております。その取り扱いや手続等については、条例において規定することとなっており、納税者の負担軽減を図る観点から条例の改正を行うものであります。

また、いわゆるマイナンバー制度の施行に伴い、新たに法人に関する規定が整備されたこ

とから、あわせて改正を行うものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第50号は、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第19 議案第51号

○議長（牛嶋利三君）

日程第19. 議案第51号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。横尾環境経済部長。

○環境経済部長（横尾健一君）（登壇）

おはようございます。議案第51号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本市の環境基本計画に基づき、循環型社会の構築を目指す施策の一環として、プラスチック類の処理につきましては、再生化の原料として再利用するとともに、焼却ごみの減少による地球温暖化防止に寄与することを目的に、平成22年度より分別収集を行っております。

本市の廃棄物処理の基本方針であります一般廃棄物資源循環基本計画の策定に当たり、環境審議会ごみ減量推進専門部会委員の皆様からも、プラスチックの分別収集を強化する必要があるとの御指摘をいただいております。

しかしながら、本市におけるプラスチック収集量の現状は、計画目標の300トンに対しまして約半分程度であり、収集量をふやすことが今後の課題となっております。

そこで、市民の皆様プラスチック分別に取り組んでいただける意識を醸成するため、これまで同額でありました可燃ごみ袋とプラスチック袋の価格を見直し、焼却ごみの減量化とプラスチックリサイクル率の向上を促進することといたしております。

なお、ごみ袋の価格は、市民生活に直結するものであるため、価格につきましては、近隣自治体の状況も考慮し、見直しを行うことといたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

ちょっとお尋ねしたいのは、まず1つに、袋が二、三年前ですかね、生産されたと思うので、在庫状況がかなりあるんじゃないかなというのと、その辺がどういうふうな状況なのか。

それと、新たにつくるということで、価格の改定は十分いけるとは思いますけど、価格改定をするに当たって条例が1枚当たりということになっているということは、1枚単位で販売されるつもりがあるのか、それとも、従来どおり50枚とか25枚入りの販売をされるのか。

それとあわせて、特に一般の焼却ごみですけど、カラス対策でかなり網をかけるとかで住民が対応して少なくはなっておりますけど、やっぱり一部飛散したりカラスが食い荒らすという光景が、まだところどころあります。そういった意味で、近隣自体でも全国にもやられている黄色い袋にすればカラスの目に見えないという対応をこことあわせて生産と同時に、もし可能であればやっていただきたんですけど、その辺をどういうふうに考えてあるか、ちょっとお聞かせください。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

お答えします。

まず、在庫の関係なんですけれども、近年では大体年度末にほぼ生産枚数と販売枚数が同じ程度になっております。新年度になりますと、毎年のことなんですけれども、予算を通していただいて、それから製作の入札等を行いますもので、新年度の納品が6月とか7月とかになっております。それで、年度末に在庫を少し抱えておかないといけないという状況がご

ございますもので、今回補正もあわせてさせていただいているところでございます。

それから、販売枚数の単価をこれまでは1袋50枚という単価でしてございましたけれども、これを50枚につきましては、新年度からは10枚単位で販売しようというふうに考えております。これにつきましては、現在50枚単位で販売をしておるんですけれども、50枚にすると購入される際金額が1,300円弱ぐらいになるということ、それから、多くの家庭で50枚単位で購入されて、またつい購入されて、ダブって購入されている家庭が多い。それから近隣自治体の状況を見ても、大体10枚単位で販売されている自治体のところが多くなっております。それで、以前は家庭構成も含めまして2世帯、3世帯で家族構成がなっていたもので50枚でもよかったんですけれども、近年では高齢者世帯であったり、あるいは若い家族世帯であったりということで、10枚単位のほうが購入しやすいし、無駄にならないという観点から、10枚単位に変更をして販売したいというふうに考えております。これに伴いまして、50枚という1,280円を1枚単位にした経過でございますけれども、これにつきましては、消費税の関係が今後出てきます。そういった点も含めまして、1枚単位の値段で条例を改正したほうが適正かなということで、今回から1枚単位の料金に設定をさせていただいているところでございます。

それと、黄色いごみ袋にしたかどうかという御質問でございますけれども、以前、一部事務組合のときに黄色いごみ袋で販売をしていた経過がございます。ただ、その場合も含めまして現在のような半透明の色に変えているということでございまして、黄色いごみ袋が目につきにくいという、カラスからの被害を受けにくいという考え方もございますけれども、カラスのほうもなれると結構頭がいいもんで黄色いごみ袋でもやはり被害を受けているという事例もございますので、色については今までどおりしたいというふうな考えでございます。

なお、ごみの食い荒らし、そういったものにつきましては、今年度の区長会全体の説明会の中で、各地元で5世帯以上のところが集まって申請をしていただくと、ごみ入れのケースと申しますか、そういったものに対する補助も環境衛生組合連合会のほうでしていただいております。その普及を今年度は特に力を入れておりましたもので、その申請を昨年度よりは多くなっているところが現状でございます。

来年度以降も、このごみの食い荒らしに対するステーション化にもつながりますので、そういったところは続けて周知をしていって利用をしていただければなというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

値段ですけど、消費税の関係で1枚当たりになっていると、今後、多分消費税が来年度ですか、4月から10%と、今、国会のほうで、与党で一生懸命審議されていますけど、基本的には生活食品関係にされるのであって、こういうごみ袋、日用品ととれるのかどうか、その辺はあると思いますけど、販売が10枚単位であれば、その旨の何か周知徹底を逆にお願いしたいなど。

それと、黄色い紙袋については、逆にデメリットがなければ何で透明でやる必要があるのか、その辺ぜひ検討いただければというふうに思いますけど。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

まず、消費税の関係なんですけれども、今回の改正によりまして、来年度予定されております、再来年度ですかね、予定されております消費税の増税が予定どおり行われましても、見直しの予定はございません。まずそれを考えております。といいますのは、本来ことしの4月から消費税が上がるということで2年ほど前に、本来このごみ袋の見直しを行いたかったんですけれども、消費税に合わせてというタイミングを考えておったんですが、法律の改正により延期されたという経過もございます。その辺も含めまして、今回はもう消費税を考えずに、プラスチックの収集料を上げたいということで料金の改定も行っておりますので、今議会が終わりまして承認されましたら、早速1月の広報からでも販売の方法であったり、それから価格の変更であったり、そういった周知は行っていきたいというふうに思っております。

また、黄色いごみ袋につきましては、今後またいろんな意見を聞きながら再度検討させていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、産業建設常任委員会に付託することにした
と思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第51号は、産業建設常任委員会に付託することと決
定をいたしました。

日程第20 議案第52号

○議長（牛嶋利三君）

日程第20. 議案第52号 みやま市宿泊施設の誘致に関する条例の制定について、提案理由
の説明を求めます。横尾環境経済部長、お願いします。

○環境経済部長（横尾健一君）（登壇）

議案第52号 みやま市宿泊施設の誘致に関する条例の制定について、提案理由の御説明を
申し上げます。

本件は、宿泊施設を市内に設置する事業者に対して、必要な奨励措置を定めることにより、
宿泊施設の誘致を促進し、市政の発展、地域の振興、雇用機会の拡大を図ることを目的に制
定するものでございます。

本条例の概要といたしましては、一定の基準を満たしたホテル、旅館事業者への奨励措置
として、5年間の固定資産税の課税の免除措置、5年間の上下水道の使用料の減免措置、宿
泊施設建設に要する経費の一部の補助などを規定するものでございます。

誘致の対象となる指定区域は、都市計画法第8条により指定された市内の商業地域、近隣
商業地域及び観光地区とし、また、適用の期間につきましては平成31年度までと定め、施策
の推進を図ることといたしております。

本市内には一定規模の宿泊施設がほとんどなく、お仕事や観光などで本市を訪れた方は、
日帰りもしくは近隣市町の宿泊施設などに宿泊されることが多い状況にございます。本条例
では、本市の地域資源を生かし、宿泊施設の誘致を推進することにより、市政の発展、地域
の振興、雇用機会の拡大並びに交流人口の増加を目指すことといたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し

上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。5番古賀義教君。

○5番（古賀義教君）

11月25日の「有明新報」に「ホークス効果に期待」ということで新聞も出ております。これも参考に頭の中に入れております。

柳川市は、平成26年9月に宿泊施設の誘致に関する条例を制定しています。柳川市の観光事業費は60,000千円、観光協会の予算が43,000千円、合わせて年間1億円の予算を使っている観光立国で、年間130万人のお客様を呼んでいます。また、さげもん祭りなど宿泊客が多いイベントのときは、市内のホテルが満杯状態のときがあり、筑後市や大川市に宿泊をお願いしている状況がある。それに加え、柳川駅の東側の100億円をかけた区画整理が進み、市の中心部の活性化を図る計画があると聞いています。

また、筑後市にはホテル誘致条例はございません。現在、筑後広域公園の近くにホテルが進出するという計画もありません。宿泊客数80人から110人の収容の2軒の大きなホテルがありますが、1日平均の宿泊客数が大体14人から15人となっております。

こういう背景を頭に、柳川市は長年の努力と下準備が整ったから宿泊地の誘致条例を制定しております。地域の特色を生かし、また、イベントの集客力で130万人の交流人口ができた、柳川駅周辺の区画整理が済んだ、宿泊収容客室が不足するような時期が出てきた、こういう条件が整ったから柳川はつくったと。みやま市がホテル誘致条例をつくられる背景には、何があるのかお尋ねしたいと思います。どんな観光を考えてあるのか、集客の方法、集客を確保する題材は何なのか教えていただきたいと思います。

それから、1億円から2億円の市民皆さんの大切な税金を投資されるわけですから、その回収計画も教えていただきたい。このホテル誘致条例策定に当たり、消費者のニーズ、年間を通したホテル利用のシミュレーションを見せていただきたいと思います。

それから、市場調査の結果もあわせてお願いします。観光立国の柳川でさえ1億円の建築費補助金、それに対し、みやまの条例では限度額が150,000千円となっております。その趣旨の説明もお願いいたします。

建築費補助が最大で150,000千円となっておりますが、固定資産の税の免除5年となっております。3年分は交付税で返ってくるかと思いますが、5年で計算されるのか、2年で

計算されるのかはお任せしますが、ほかに下水道、水道料金など総額で幾らの補助金になるのか、数字で示していただければと思います。ほかに温泉の掘削とか市所有の土地の売買について考えがあればお聞かせください。

それともう1つ、私がさきの議会で定住化促進の地域として、筑後広域公園及びソフトバンクホークス事業に隣接する本郷地区の住宅化の頭出しを提案した折、市長は、ソフトバンクファームの効果は余り期待できないと発言されました。しかし、11月25日の「有明新報」には、「ホークス効果に期待」、「みやま市が宿泊施設誘致へ」となっております。ホークス効果に期待されているのか、されていないのか、お教え願いたいと思います。

それから、ちょっと多いんですが、観光事業については、筑後七国で地域の分担をそれぞれ決めて取り組んでいたと思いますが、そのすり合わせがどうなっているのか、お伺いします。

以上、多かったです、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

ただいま古賀議員さんの御質問に全部お答えするかどうかわかりませんが、私の考えを申し上げたいと思います。

実はソフトバンクが来まして、ある県議会議員の先生から、ホテルが阪神、ホークス初め、各球団から年間30室予約をしたいと。だけど、いいホテルがないと。それで、ベッドが大きいこと、そしてクリーニングがきちっとできること、それから食べ物がおいしいこと、そういうことが条件ですけど、一番ネックはベッドが小さいというのは今既存のホテルです。それで、少しベッドを大きくしたら年間30ぐらいの予約を阪神タイガースがするというようなことを聞きましたもんですから、現在、このみやま市にホテルをつくりたいという希望を持っている会社の社長にそういうお話をしまして、今非常にその会社もホテルをつくるかどうか迷っているわけです。もし、この機会を逃したら、みやま市は永遠にホテルがない。

御案内のとおり、レインボー九州少年ソフトボール大会をしたり、あるいは九州剣道大会をしたり、いろいろなイベントをするけれども、でも、ホテルがないから南関のホテルセキアとか、あるいは柳川のホテルとか、筑後のホテルに泊まりに行っているわけです。

また、みやま市で何か県単位で、あるいは九州単位でやろうとしても、ホテルがないから

全くそういうのができないということで、これは非常にみやま市の住民の長年の夢でございまして、少し無理になるかもしれませんが、ぜひともこの際誘致をしたい。

柳川が今観光と言うけど、ほとんど柳川の観光もよそに泊まっていると。むしろ、このみやま市にいろいろなイベントがあるときは柳川市のホテルに泊まりに行っているんですよ。そういうこともありますので、ぜひとも民間がそういう食指を動かしているから、つくりたいと、誘致したいという気持ちでこれは条例をつくったわけでございます。柳川市が1億円だったら、うちはやっぱり少し条件をよくしないとなかなか来てもらえんではないかということでございます。

きょうもテレビであってございましたけど、ホークスに指名された非常に有名な若手の選手があそこで練習をするということになれば、かなり人も寄るんじゃないかということで、これはぜひとも誘致したいと。これは市とかでやったらとんでもないこととなりますので、民間を利用して、それに市も幾らの援助をする、これは絶好のチャンスだと私は思っておりますので、そういった条例をつくったわけでございます。

それから、みやま市は道の駅だけでも60万人ぐらい来ているわけです。県南公園もできましたし、県南公園でもいろいろとイベントがあっておりますので、私は民間で来ていただいたら非常にホテルの利用者は多いんじゃないかと思えますし、また、実際、鉱泉を利用すれば、鉱泉の湯というのは非常にいいそうでございます。プロ野球の選手なんかも鉱泉の湯に入りに来るといようなことでございますので、何とか誘致をしたいと。

ただ、誘致をするときには柳川と同じで建設費の1割を補助すると。だから、15億円になった場合は150,000千円ですけど、10億の場合は1億円ということで、150,000千円をうちは限度とした。柳川の場合は、1億円だけれども、10年間の固定資産税を免除するとか、あるいは水道代ですか、10年間見るとか、そういった非常に優遇措置をとっておりますので、うちはそういうことはやっておりませんので、全体的に見たら柳川とうちというのは、ほとんど変わらないような状況になっておると思えます。また、久留米も聞きますところによりますと、こういった条例をつくってホテルを誘致することも聞いておりますので、やっぱり今は市と市の間のそういった競争でございますので、ぜひともみやま市も勝ち抜いていきたいと思っておりますし、また、清水にも非常に観光客が多いということでございますので、そういった客も見込めるんじゃないかと。

いずれにいたしましても、みやま市は補助するだけで、あとは全部経営は民間の会社でや

るんですから、それは応援はしなければいけないけれど、民間に任せますから、そう私たちがいろいろ徹底的に心配する必要はないと思います。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

5番古賀義教君。

○5番（古賀義教君）

確かに補助ではあります。1億円から2億円の補助を皆さんの大切な税金を使うわけですから、そのシミュレーションぐらい、どれぐらいの宿泊客があるのか、見込めるのか、そのシミュレーションは描いておかないと、市民の皆さんに対して説明ができないと思います。今申しましたとおり、筑後の2件のホテルが、80人から100人のホテルが1日平均が十四、五人しか泊まっていない数字が出ておるわけですよ。そういう中で、じゃ、そこにホテルを建設した場合、どれぐらいのニーズがあるのか。その150,000千円——幾らになるかわかりませんが、その金額の回収計画ですね、どれぐらい、じゃ、みやまに返ってくるのか、そこら辺の計画書を当然つくってあると思いますので、見せてくださいとお願いしておるわけですよ。

○議長（牛嶋利三君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

この件は、あくまでもみやま市の現状を踏まえると、全然宿泊施設がないわけでございます。先ほど市長も申し上げましたんですけれども、みやま市は九州全体の子供たちだとか一般の方を集めて三大イベント、スポーツイベントやっているけれども、ほとんどの方が大牟田、筑後、柳川に宿泊されているわけです。そういう面では全然経済メリットがないということが1つでございます。

それともう1つは、市長は九州市長会の会長を今やっておられるわけでございますけれども、（「違います、違います、間違いです」と呼ぶ者あり）過去そうございましたが、実はみやま市では宿泊施設がないので、柳川で開催をせざるを得ない。私が実は教育委員会にお世話になったときに、これも参考でございますが、新生みやま市として福岡県の教育長会議をみやま市でやったらどうですか、これはみやま市のPRにもなりますけどねということで打診をされた経緯がございます。

そのときに、私は残念ながら会場もございません、宿泊施設もございませんのでということでお断りをせざるを得なかったわけでございます。そういうことで、結局は柳川に持っていかれたんです。だから、長い目で見た場合、市としては宿泊施設ぐらいないと、やっぱり企業も来ないと思っておりますし、それと観光だって同じでございます。宿泊施設がないと、ほとんど観光客は来ませんよということで観光セミナーでも講師の方はおっしゃっておったわけでございます。そういうことでございますので、何とか条例を制定いたしまして誘致をしたいということでございます。

それともう1つは、具体的に云々という数字で示してくださいということでございましたんですけども、それは進出する企業がそういうところはシミュレーションして、私は進出を考えるんじゃないかなと思ってるんですよ。みやま市が何名云々じゃ、公設公営でもございませんし、これは民間がやることでございます。それは当たり前でございますよね。で、みやま市が、じゃ、そういう何名来るとか、そういうことを提示するんですか。私ちょっとそこは理解できないでいるわけでございますので。

○議長（牛嶋利三君）

5番古賀義教君。

○5番（古賀義教君）

私が申し上げておりますのは、全てのお金をその民間の会社が全額負担してやればいいですが、大切な税金の1億から2億円を市としては投入するわけです。ですから、しっかりした計画があるのかどうか、それはこちら側で精査しておく必要があるんじゃないですか、それを申し上げております。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

今進出しようとするホテルは、大体50室を目指しております。その中で、阪神タイガースが30室も年間予約したら、あと20室しかないからどうしようかなというような考えも持っているようでございますので、今、副市長が申し上げましたように、シミュレーションというのは、やっぱり進出する会社が決めることであって、一応私たちのめどは50室ということで大体考えておりましたし、9階建てだそうでございます。そこだけが絞っているわけじゃないんですけども、広く募集するんですけど、一応そこがそういう計画を立ててありますし、

鉱泉を使った温泉を、これは外部の方も入れる、宿泊客も入れる、そういった施設をつくりたいということで、地元の待望は非常に久しいわけです。

やっぱりホークスが来るということで、随分立派な施設が球場もできておりますし、恐らく最初は私もどうかな、雁の巣みたいなことになったらいかんがなと思ったけれど、きょうも日本一のファームだというようにテレビであっておりましたので、かなり観光客はあるんじゃないかと思います。一番近いのはやはり鉱泉の湯を使った温泉が一番いいんじゃないかということで、これはあくまでも市がやるのではなくて民間だから、この150,000千円は固定資産税とか、それから地域の活性化とか、そういったことで取り戻せると私は思いますし、大切な税金ではありますけれども、やっぱり幾らかそういったことをしなければ、まかぬ種は生えんと、こう言いますから、やっぱりある程度そういったことをしてやって地域の活性化を図るということも極めて重要なことではないかと思います。ヨコクラ病院でもそうでした。2億円出すときには随分反対もございましたけれども、今、坂田企画財政課長が説明しましたように、随分と固定資産税が入ってきておりますので、取り返すことが間もなくできます。恐らく9階建てのホテルですから、5年たったらどんどんまた固定資産税が入ると思いますので、御心配は要らないと思います。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ございませんか。10番瀬口健君。（「議長、よろしいですか、まだ」と呼ぶ者あり）いや、もうだめです。（「じゃ、ちょっとお願いがあります」と呼ぶ者あり）いや、もう3回でだめですよ。（「質問じゃございません」と呼ぶ者あり）例えば、要望も含めて3回までで終わりです。10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

この条例を読みますと、新規ということになっておりますが、今まで旅館業をされておったみやま市内、そういう方は今、一時停止をしてあるということで、新たに今度はソフトバンクが来るということで、その動向を見ながら、また旅館業を始めたいという方もいらっしゃるかもしれんですね。そういう方たちへ、この条例が適用されるのかどうか。これを読みますと、適用されんごたっけん、どげんかなと。まあちょっと何かつけ加えたらどげんでしょうかなというような感じもせんわけでもなかつですけども、そこら辺の、新しい誘致をする宿泊施設に限らず、再度また改めて旅館業をしたいなど、それもソフトバンクさんの、今のこれは世界一のファームグラウンドと言いよんなさるけんですね。

それで、しなさるかもしれないところも出てくるかもしれないですね。そういうところまでちょっと条例を広げていただけんかなという感じもあつとですけど、ま、急にやなかですけど、将来的な展望としてどうでしょうかと、そこをお伺いしたいんですけど。

○議長（牛嶋利三君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

今後そういうケースが出てきた場合は、また検討させていただきたいと思っております。

それと同時に、今既設の旅館もございますね。そういうところがリフォームをしたりだとか、新たに建築をしたりだとか、そういうケースが出てきた場合は、また検討する必要があるんじゃないかなとは思っているところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

がんじがらめの条例じゃなくて、後々やっぱりソフトバンクの集客を見込んで、ある程度広げられるような方向で考えておっていただければというふうに思っているところでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

答弁要らんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。4番末吉達二郎君。（「議長、よかったら、所管の委員さんは聞かないようにお願いします」と呼ぶ者あり）何で（発言する者あり）いや、だから簡潔にですね。（「簡潔です」と呼ぶ者あり）4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

議会運営の中で何かその決まりがあるんやったら、もうそれに従いますけど。前回も、ある方は、あることについて言われたときに、中島議員は何も言われなかったけど、私のときは言われたんですよね。

○議長（牛嶋利三君）

今、中島議員さんは恐らく自分の委員長としての発言ですかね。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）中島議員、議運の委員長としてでしょう。

例えば、これは最終的にお諮りして、皆さんが異議なしというようなことで進めば、この議案は産業建設常任委員会に付託が行くわけですね、決定するわけですね。ですから、そこに所管される議員さんはその委員会の中でしっかり御議論いただくというようなことで、提案理由説明があったところでは極力お尋ねをしないというような議会間での申し合わせ事項となっております。簡潔に。4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

全員の申し合わせ事項ということになっているわけですね。

○議長（牛嶋利三君）

はい。

○4番（末吉達二郎君）

そしたら、前ははどうして申し合わせ事項を中島議員は私に対してだけおっしゃって、他の分についてはなかったんですかね。そこら辺はもう私も、ここで納めますけど。そしたら、改めて議長。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

今、申し合わせ事項があるということですから、詳細なことはやめて大局的な部分だけよろしいでしょうか、議長。

○議長（牛嶋利三君）

はい、どうぞ。4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

まず、私、みやま市にホテルがないということに関しては非常に寂しく思っております。それで、何らかの形で——これはもう企業が来るということはまだ決まったわけじゃないから一生懸命努力していただきたいというのが最初の気持ちです。

それと、ただ、瀬口議員も心配していただいて、既存の小さな旅館かもしれないけど、そういうところに対するこの条例を制定する上での配慮、こういうものをするから圧迫死はしませんよとかなんか、そういう配慮を市長もおっしゃったような、やっぱり配慮をしていかんやいかんと、そういう観点をこの制定するまでにしていただきたいというのが一つあります。総論的な話です。

それと、この条例を見ますと、承継取得についてもちゃんとうたってありますけど、建設費関係は建設だから、新築のことだからそれはいいんですけど、土地の取得というのは承継だからそれも入るんじゃないか。もうこれは委員会で質問しますので、一応問題提起をしておきます。

それと、他の条例との均衡、企業誘致条例とかいろいろありますよね。やっぱり条例というのは、一つの施策のもとでというか、この平等感、何を言っておるか、5年と3年の問題ですけど、そこら辺もまた詳しく聞きたいと思います。

それと、市長がおっしゃったとおり、私が承継取得のことを言いますが、企業の責任ですよ、来るのは。だから、いつバックするかわからんですよね、やめたと。そこら辺のことを考えると、次に来られる、やめた、そんなら次にどこかに来てもらわにゃないかんという間口を広く、条例が抽象的であって解釈を広げるといような施策が、これは条例制定のとき、法律設定のときにも必須条件なんですよね。そこら辺がちょっと私はどうかなというぐあい。これも委員会でまた質問させてもらいますので。

以上、問題提案というところで受けとめてもらって結構ですので、よろしく。

それと、1つだけ大事なこと。これは、もうここで答えてもらいたいんですが、これは担当の人でいいんですけど、今、古賀議員のほうから3年は減収補填はあるけど、それ以後はない、これはそもそも減収補填の対象になりますか。これはどこの課の方でも結構です。

○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

本市の全域が過疎地の指定を受けておりますので、過疎地域特別措置法による減収は地方交付税で3年間の減収補填がある制度がございます。それに該当すればあるということで、要件は幾らかあるかもしれませんが、過疎地の特別措置の減収補填がございます。3年間の措置でございますので、それを適用したいというふうに考えております。

以上でございます。（「今2問しましたから、これが最後です」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

過疎法の中で減収補填の対象になるのは、製造業とかなんとかの業種が設定されています

よね。その中にホテルというものが入っているということですかね。

○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

たしか宿泊施設は入っていると思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですね。（「以上です」と呼ぶ者あり）

また後ほど、その委員会付託になったところでしっかりひとつ御議論をお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、産業建設常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第52号は、産業建設常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第21 議案第53号

○議長（牛嶋利三君）

日程第21. 議案第53号 みやま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。石橋建設都市部長、お願いします。

○建設都市部長（石橋慎二君）（登壇）

改めておはようございます。

それでは、議案第53号 みやま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、福岡県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例が、平成27年4月1日より施行

されたことに伴い、県と市の均衡を図る必要があることから、本市の道路占用料について見直しを行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、産業建設常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第53号は、産業建設常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第22 議案第54号

○議長（牛嶋利三君）

日程第22. 議案第54号 みやま市水路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。引き続き石橋建設都市部長、お願いします。

○建設都市部長（石橋慎二君）（登壇）

それでは、続きまして、議案第54号 みやま市水路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

先ほど提案いたしました議案第53号と同じく、道路と同じような中で、本件は、福岡県河川流水占用料徴収条例の一部を改正する条例が、同じく平成27年4月1日より施行されたことに伴い、県と市の均衡を図る必要性があることから、本市の水路占用料について見直しを行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、産業建設常任委員会に付託することにした
と思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第54号は、産業建設常任委員会に付託することに決
定をいたしました。

日程第23 議案第55号

○議長（牛嶋利三君）

日程第23. 議案第55号 平成27年度みやま市一般会計補正予算（第3号）について、提案
理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第55号 平成27年度みやま市一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説
明を申し上げます。また少々時間をおとりしますが、よろしく申し上げます。

平成27年度みやま市一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算にそれぞれ1,218,785
千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20,227,445千円といたしております。

まず、予算書5ページ地方債の補正でございます。

小・中学校の防災事業を追加いたしております。体育館、武道場の吊り天井の落下防止を
行うものでございます。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明いたします。

予算書8ページからでございます。

10款1項1目. 地方交付税でございますが、一般財源の額を調整いたしまして普通交付税
を計上いたしております。

次のページでございます。

12款1項1目. 民生費負担金は、養護老人ホームの入所費用の負担金及び保育所の入所の
保護者負担金を実績見込みに応じまして追加をいたしております。

次に、予算書10ページをお願いいたします。

14款1項1目．民生費国庫補助金は、歳出予算と連動いたしまして社会福祉費負担金、それと児童福祉費負担金を追加いたしております。子ども・子育て支援新制度によります給付費の増加でありますとか、障害者福祉に要する経費の追加によるものでございます。

14款2項1目．総務費国庫補助金は、国の地方創生関連の交付金を追加いたしております。地方創生先行型の上乗せ交付分タイプIとされるものでございます。本市の事業計画が他の地方公共団体の参考となり、また先駆性を有する事業として国に認められましたことから交付されるもので、50,000千円を計上いたしております。エネルギーの地産地消の取り組みに充てる計画でございます。

次に、14款2項2目．民生費国庫補助金、4節．老人福祉費補助金でございますが、有料老人ホームのスプリンクラー設置に対する助成金を追加いたしております。

また、5目．教育費国庫補助金は、小・中学校の学校施設環境改善交付金を計上いたしております。体育館等の吊り天井落下防止対策工事につきまして、3分の1の補助金が交付されるものでございます。

続きまして、予算書12ページ、15款．県支出金についてでございます。

15款1項1目．民生費県負担金は、保育所等の給付など国庫補助金に準じて計上いたしております。

また、15款2項5目．農林水産業費県補助金でございますが、197,489千円を追加いたしております。認定農業者の大型機械の導入を支援いたします水田農業担い手機械導入支援事業費補助金、また、農地中間管理事業費補助金を追加いたしております。農地中間管理機構への利用権設定によりまして、農地を集約化し、コスト削減などを促進するもので、営農組合の法人化を推進することといたしております。

次に、9目．災害復旧費県補助金でございますけれども、台風15号によります農道の災害復旧に対するものでございます。

続いて、19款．繰越金でございますが、補正予算の一般財源を調整して、前年度繰越金を追加いたしております。

また、15ページ、21款．市債でございます。小・中学校の防災事業債及び道路の災害復旧事業債を追加いたしております。

続きまして、予算書16ページから歳出予算について御説明いたします。

まず、歳出予算全体を通してでございますけれども、今回、人件費の補正を計上いたしております。人件費の補正は、職員の人事異動、また育児休業分などを反映させて積算いたしております。これらの結果、教育長を除きます一般職員の人件費は、合計で29,683千円の減額となるものでございますけれども、これにつきましては、詳細は予算書51ページからの補正予算給与費明細書、また添付いたしております予算資料に記載いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、教育長が一般職から特別職に変更になっておりますので、今回の資料に反映いたしております。

それでは、予算書18ページをお願いいたします。

2款1項1目。名誉市民顕彰費でございますが、市民章を送るものでございます。

次に、9目。基金費は、財政調整基金積立金385,000千円を計上いたしております。地方財政法第7条の規定によりまして、前年度決算の剰余金のうち、2分の1以上の金額を積み立てるというものでございます。

次に、予算書21ページ、2款4項1目。選挙管理委員会費でございますが、公職選挙法の一部を改正する法律が公布されまして、選挙権年齢等が18歳に引き下げられたことなどにより、システムの改修を行うものでございます。来年夏執行予定の参議院議員選挙からの適用の予定でございます。

続きまして、予算書22、23ページでございます。

3款。民生費、1項3目。老人福祉費は、既存小規模施設スプリンクラー整備事業費補助金5,187千円を追加いたしております。消防法施行令の一部改正によりまして、ことし4月から有料老人ホーム等小規模な施設につきましても、スプリンクラーの設置が義務づけられております。施設整備に対し助成するものでございます。

続きまして、4目。障害者福祉費44,812千円でございますが、障害者就労支援事業など給付費の増加によりまして、扶助費、それから前年度精算によります国県補助金の返還金を計上いたしております。

続いて、予算書25ページ、3款2項1目。児童福祉総務費、学童保育事業費でございます。ひとり親世帯の利用料の減免分など委託料の追加1,919千円、また運営を委託いたしております地元の運営委員会を統合いたしまして、法人化を推進するための設立準備補助金500千円を追加いたしております。

次に、2目．児童措置費、子どものための教育・保育給付費でございますが、今年度よりスタートいたしております子ども・子育て支援新制度につきまして、社会保障と税の一体改革により保育単価が大幅に引き上げられております。実績見込みに応じまして保育所運営委託料233,228千円、施設型給付費25,601千円を追加いたしております。

次に、3款3項1目．生活保護総務費でございます。保護費の前年度精算によります返還金を計上いたしております。医療費扶助が見込みより少なかったことなどから国庫支出金を返還するものでございます。

続きまして、28ページから29ページでございます。

4款1項7目．地域エネルギー政策費は、51,000千円を追加いたしております。地方創生先行型の交付金を活用いたしまして、エネルギーの地産地消の取り組みを推進するものでございます。本市では、電力の小売自由化に対応いたしまして、情報通信技術を活用しながら、みやまスマートエネルギー株式会社を通しました再生可能エネルギーの利用促進、また地域経済の循環などを推進いたしております。今回、九州大学などと連携して、割高となりますインバランス料金のゼロを目指し、蓄電池、発電機を活用いたしまして、電力の需給オペレーションシステムを開発し、実証実験を行うというものでございます。

次に、予算書30ページ、清掃総務費の消耗品費でございます。ごみ袋の料金変更に応じまして、来年4月から使用いたしますごみ袋を作成するための費用を追加いたしております。

続きまして、予算書33ページでございます。

6款．農林水産業費について御説明いたします。

1項3目．農業振興費の水田農業振興費は、農地中間管理事業費補助金191,804千円を追加いたしております。集落営農組合の法人化を推進いたしますために国の農地中間管理機構を通しました農地の出し手に対する支援を行うものでございます。10アール当たり最大36千円の地域集積協力金など、国の助成制度を活用しながら法人化を推進するものでございます。また、担い手経営発展支援事業費補助金3,600千円でございますけれども、法人化のめどがつかしました4つの集落営農に対し、県と合わせまして法人化の初期費用を助成するというものでございます。

少し飛びまして、予算書40ページをお願いいたします。

9款．消防費、1項3目．消防施設費の4,000千円でございます。水道管の布設工事などに伴い実施いたします消火栓の新設2カ所、また移設3カ所の負担金を追加いたしております。

続きまして、予算書43ページ、10款、教育費でございます。

2項、小学校費、1目、学校管理費123,083千円でございますけれども、体育館7カ所の防災対策工事を計上いたしております。さきの東日本大震災におきまして、体育館の吊り天井材、また照明器具が落下して利用者が負傷するという事例が起きております。平成26年4月に吊り天井の構造基準等の法改正が行われておりまして、国において、公立学校施設の吊り天井の早期の落下防止対策が求められております。今回、現行の国の補助制度が最終年度とされておりますことから、緊急に予算の追加をお願いするものでございます。

予算書44ページ、3項、中学校費でございます。

1目、学校管理費も小学校費と同様に体育館1カ所、武道場2カ所の吊り天井の落下防止対策を行うものでございます。

予算書46ページ、お願いします。

10款4項2目、公民館費は、類似公民館建設費補助金を追加いたしております。山中区と大竹区の2カ所の地元公民館の改修に対しまして助成するものでございます。

続きまして、予算書49ページ、11款1項1目、農業用施設災害復旧費でございますが、8月の台風15号によります山川地区の農道災害の復旧工事5,000千円、また予算書50ページでございますが、8月豪雨によります道路の災害復旧工事1,500千円の追加をお願いいたしております。

以上、議案第55号 平成27年度みやま市一般会計補正予算（第3号）の概要を御説明いたしました。また、参考といたしまして予算資料を添付させていただいております。御参照いただければと存じます。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第55号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

日程第24 議案第56号

○議長（牛嶋利三君）

日程第24. 議案第56号 平成27年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。引き続き坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第56号 平成27年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ63,879千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,775,362千円といたしております。職員人件費の補正のほか、前年度の医療費が見込みより少なかったことから、療養給付費の返還金などを計上いたしております。

まず、予算書6ページでございますが、歳入予算は9款1項1目、一般会計繰入金を減額し、10款1項1目、繰越金を追加いたしております。

また、予算書8ページからでございます。

歳出予算につきましては、1款1項1目、一般管理費は職員9名分の人事異動等分を調整いたしております。

3款、後期高齢者支援金等、4款、前期高齢者納付金等、11款、諸支出金は、それぞれ金額の確定でありますとか、前年度の精算によります額を追加いたしております。

以上、議案第56号 平成27年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を御説明いたしました。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第56号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第25 議案第57号

○議長（牛嶋利三君）

日程第25. 議案第57号 平成27年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

について、提案理由の説明を求めます。引き続き坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

引き続きまして、議案第57号 平成27年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ1,213千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ627,276千円といたしております。

歳入予算は、4款1項1目の一般会計の事務費繰入金を追加し、また歳出予算は、1款1項1目、一般管理費の職員2名分の人事異動等分による額を調整し計上いたしております。

以上、議案第57号 平成27年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を御説明いたしました。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第57号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

日程第26 議案第58号

○議長（牛嶋利三君）

日程第26、議案第58号 平成27年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第58号 平成27年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に2,604千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,674,540千円といたしております。

まず、歳入予算は、7款1項4目、その他一般会計繰入金を追加いたしております。

また、歳出予算は、1款1項1目、一般管理費及び4款2項1目、包括的支援事業費の職

員人件費につきまして、職員16名分の人事異動等分による額を調整し計上いたしております。

以上、議案第58号 平成27年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を御説明いたしました。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第58号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

日程第27 議案第59号

○議長（牛嶋利三君）

日程第27. 議案第59号 平成27年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第59号 平成27年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ22,024千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ612,092千円といたしております。職員人件費のほか、下水道の早期普及を図るため管渠の単独工事を追加いたしております。

歳入予算は、5款1項1目. 一般会計繰入金、また6款1項1目. 繰越金及び8款1項1目. 市債を追加いたしております。

次に、歳出予算でございますが、2款1項1目. 下水道建設事業費の人件費につきまして、職員4名分の人事異動等分を調整し計上いたしております。また公共下水道建設事業費は、管渠の単独工事費20,000千円を追加いたしております。

以上、議案第59号 平成27年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を御説明いたしましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、

委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第59号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

日程第28 議案第60号

○議長（牛嶋利三君）

日程第28. 議案第60号 平成27年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第60号 平成27年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ21,312千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ462,659千円といたしております。職員人件費のほか浄化槽設置工事費を追加いたしております。

歳入予算でございますが、1款. 分担金及び負担金、3款. 国庫支出金、6款. 繰入金及び9款. 市債を追加いたしております。

また、歳出予算でございます1款1項1目. 総務管理費の職員5名分の人事異動等分のほか、3款1項1目. 施設整備費21,000千円を追加いたしております。今年度の浄化槽設置工事におきまして、10人槽以上の比較的規模の大きい工事が多かったことから、不足見込み額を追加し計上いたしております。

以上、議案第60号 平成27年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を御説明いたしました。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案60号は、委員会付託を省略することに決定をいたし

ました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、次の本会議は12月7日となっておりますので、御承知おきをお願いしたいと思います。

午後0時04分 散会